

株式会社E n j i n 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社E n j i nと称し、英文では Enjin Co., Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) 広告代理業又は広告業
- (2) インターネットのウェブサイトの運営
- (3) ソーシャルネットワーキングサービス提供事業
- (4) 各種出版物及び書籍の企画、制作、編集及び販売
- (5) P R活動の企画、立案、実施及びコンサルティング業務
- (6) 各種イベント企画、運営業務
- (7) 人材の育成並びに研修の企画及び実施
- (8) 人材紹介業
- (9) 不動産賃貸業
- (10) 前記各号に附帯する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

(機関構成)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2, 4 0 0万株とする。

(株主名簿管理人)

第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第8条 当社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款に定めるほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(自己株式の取得)

第9条 当社は、会社法165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第10条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第11条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年8月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長になる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議により取締役の中から取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を

定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項については、法令又は定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額と

する。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第30条 監査役の員数は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。但し、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項については、法令及び定款に定めのあるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。

(報酬等)

第38条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第40条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 剰余金の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。

- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第44条 当社は、取締役会の決議により、毎年11月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第45条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

2 未払いの配当金には利息をつけない。

(附則)

第10条(単元株式数)及び第11条(単元未満株式についての権利)の新設は、2021年3月5日付株式分割の効力発生を条件として効力を生ずる。なお、本附則は、効力発生後削除する。